

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 512 号)

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国政府当局の主な政策動向等に関する最新情報をお知らせ致します。

□ 当局政策関連

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、学校の再開などの動きが見られております。

ここでは新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
国務院	自由貿易試験区第6陣改革試行経験の複製・普及作業の着実な実施に関する国務院の通知 国函〔2020〕96号 （2020.7.7） 国务院关于做好自由贸易试验区第六批改革试点经验复制推广工作的通知 国函〔2020〕96号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/07/content_5524720.htm	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自由貿易試験区における試行政策を全国に普及導入する。金融、貿易等に関する政策については、主として以下の通りである ➢ ファイナンスリースの方式で自動車輸出業務を行うことを支持する。企業の実需に応じて適した許可証発行方式を採用し、企業の売掛金回収に便宜を図る ➢ 設立してから1年以上経過し、地方金融監督管理局により推薦され、中国人民銀行出先機関の審査を通過したファクタリング企業を中央銀行の企業信用調査システムに接続する ➢ 銀行と政府部門のシステム接続を通じ、リアルタイムの情報共有サービスを拡充し、抵当権の設定登記と抹消などの手続きの効率化を実現する ➢ NAFMII（銀行間市場取引者協会）と地方金融監督管理局の連携枠組みの下で、金融機関によるグリーンボンドの引受への取り組みを強化する。金融機関等は、残存期間内に発行体へのフォローや、調達資金の使途、信用リスクなどに対する監視を強化しなければならない ➢ 税関、移民、外務、科学技術などの対外部門間の協働を強化し、プロセスの最適化により出入国者に係る業務手続きに対し一括で対応可能なサービスプラットフォームを提供する。サービス内容については、入国した外国人の健康診断や、就労証明書の発行、在留資格証明書の調べ、子供の入学、ワクチン接種の予約などが挙げられる

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>自由貿易試験区第6陣改革試行経験の複製・普及作業の着実な実施に関する国務院の通知 国函 [2020] 96 号 (2020. 7. 7)</p> <p>国务院关于做好自由贸易试验区第六批改革试点经验复制推广工作的通知 国函 (2020) 96 号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/07/content_5524720.htm</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設立を申請するファイナンスリース会社に対し、ビッグデータ情報と提出資料との照合を通じ、リスクを検知する。既に設立したファイナンスリース会社に対し、監督管理部門、法的機関等と接続したシステムを利用し、アクティブなリスクモニタリング・評価を実施する ➤ 上海、深圳証券取引所を通じ知的財産権の証券化・取引システムを構築する。知的財産権に係る債権資産の流通を試行する
<p style="text-align: center;">税関総署</p>	<p>海南離島旅客の免税ショッピング監督管理弁法の発布に関する公告 税関総署公告 2020 年第 79 号 (2020. 7. 6)</p> <p>海关总署公告 2020 年第 79 号（关于发布海南离岛旅客免税购物监管办法的公告） http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3172520/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海南省を訪れる観光客が免税品を購入する際、本人の身分証明書、若しくはパスポートや、税関が定めている移動手段等の関連情報等を自ら提示しなければならない。虚偽の身分証明書、若しくはパスポート、情報を提供した場合、3年内は離島免税ショッピング政策を利用できない ➤ 観光客はいずれの離島免税商店において免税品を買うことが可能である。オンライン方式で買い物をする場合、購入者と支払人は同一でなければならない ➤ 観光客は利益のため他人の代わりに免税品を購入する、または購入した免税品を国内市場で転売した場合、3年内は離島免税ショッピング政策を利用できない ➤ 税関が税額を計算・徴収する際、年間免税限度額、購入上限を超える部分については、離島免税商店における商品の小売価格に対応する税率を適用する ➤ 観光客は離島免税商店を通じて税額の納付手続きを行うことが可能である ➤ 本弁法は2020年7月10日より施行する
<p style="text-align: center;">中国人民銀行等</p>	<p>標準化債権資産の認定規則 中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局公告 [2020] 第 5 号 (2020. 7. 3)</p> <p>标准化债权类资产认定规则 中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 国家外汇管理局公告 (2020) 第 5 号 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4050203/index.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本規則でいう標準化債権資産とは、法に基づき発行される債券、資産担保証券（以下、ABS）等の固定収益証券を指す。主として国債、中銀手形、地方政府債、政府機関債、金融債、非金融企業デットファイナンスツール、社債、企業債、国際機関債、譲渡性預金、CLO、ABN、証券取引所で取引されているABS、債券型公募証券投資ファンド等が挙げられる ➤ その他債権資産のうち、①等分化、取引可能、②十分な情報開示、③集中登記、独立保管、④公正価値あり、流通メカニズム完備、⑤銀行間市場、証券取引所市場など国務院が認めた市場での取引の条件を満たすものは、標準化債権資産に認定することが可能である

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>中国人民銀行等</p>	<p>標準化債権資産の認定規則 中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員會、中国証券監督管理委員會、国家外貨管理局公告〔2020〕第5号（2020.7.3）</p> <p>标准化债权类资产认定规则 中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会 中国证券监督管理委员会 国家外汇管理局公告（2020）第5号 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4050203/index.html</p>	<p>（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行業理財登記保管センターや、銀行業貸付資産登記流通センター、北京金融資産取引所、中国証券業機関間取引システム、上海保險取引所などにて発行されるデット商品が非標準化債権資産とされる ➢ 本規則発布前に、非標準化債権資産として金融監督管理部門の統計対象に盛り込まれていなかった資産は、「金融機関の資産運用業務の規範化に関する中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員會、中国証券監督管理委員會、国家外貨管理局の指導意見」（2018年4月27日発布、以下、指導意見）にて定めた移行期間（2020年末まで）内において、指導意見が非標準化債権資産に対し設けた残存期間、投資残高、投資割合、情報開示に関する規制の適用を免除することができる ➢ 本規則は2020年8月3日より施行する
<p>中国銀行保險監督管理委員會</p>	<p>商業銀行小規模零細企業金融サービス監督管理評価弁法（試行）に関する中国銀保監会の通知（2020.6.23）</p> <p>中国银保监会关于印发商业银行小微企业金融服务监管评价办法（试行）的通知 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=913029&itemId=926</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 小規模零細企業向け金融サービスに対する監督管理評価体系は、与信状況、体制・メカニズム整備状況、重点監督管理政策の実施状況、商品及びサービスの開発状況、監督・検査状況という5種類の評価項目から構成される ➢ 評価の結果は得点により以下4級に分けられる <ul style="list-style-type: none"> ● 90点以上は1級 ● 75点以上90点未満は2級、うち85点以上90点未満は2A、80点以上85点未満は2B、75点以上80点未満は2C ● 60点以上75点未満は3級、うち70点以上75点未満は3A、65点以上70点未満は3B、60点以上65点未満は3C ● 60点未満は4級 ➢ 評価は毎年実施され、評価対象期間は1月1日～12月31日である。当年度の評価作業は原則として翌年4月30日までに完了しなければならない ➢ 監督管理部門は、表彰や、奨励、試行政策の実施対象を検討する際、1級、若しくは2Aに評価された商業銀行を優先的に選択、推薦する ➢ 監督管理部門は3級と評価された商業銀行に対し、的確な是正措置の提出を要請し、監督指導を強化しなければならない ➢ 監督管理部門は4級と評価された商業銀行に対し、主要責任者の呼び出し面談を実施し、期限内に改善策の策定を命じ、その実施状況のフォロー・評価をしなければならない ➢ 4級に評価された、若しくは与信状況、監督管理政策の実施状況、監督・検査状況等の評価項目に減点が多い商業銀行につき、立入検査における重点検査対象としなければならない ➢ 本弁法は発布日から施行する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保 險監督管理 委員会等	<p>金融リース会社監督管理評価弁法（試行）に関する中国銀保監会弁公庁の通知 (2020. 7. 3)</p> <p>中国银保监会办公厅关于印发金融租赁公司监管评级办法（试行）的通知 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=913695&itemId=928</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本弁法は中国本土において法に従い設立され、かつ開業してから1会計年度以上が経過した金融リース会社の監督管理評価に対し適用する ➢ 各評価項目とそれぞれのウェイトについては以下の通りである。資本管理（15%）、マネジメントの品質（25%）、リスク管理（35%）、戦略管理及び専門力（25%） ➢ 金融リース会社に対し1級、2級（A、B）、3級（A、B）、4級と5級の5段階7ランクを付ける。級数が高ければ高いほど、監督管理上より高い注意を払う必要がある ➢ 評価点数と相応のランクについては以下の通りである <ul style="list-style-type: none"> ● 90点以上は1級 ● 70点以上90点未満は2級、うち80点以上90点未満は2A、70点以上80点未満は2B ● 50点以上70点未満は3級、うち60点以上70点未満は3A、50点以上60点未満は3B ● 40点以上50点未満は4級 ● 40点未満は5級 ➢ 銀保監会出先機関は金融リース会社の監督管理評価の結果を踏まえ、会社に存在するリスク、問題及びその原因を深く分析し、会社ごとの総合監督管理計画を制定し、監督管理の重点を押さえ、非現場モニタリングと立入検査の実施頻度と範囲を決め、金融リース会社に対し、発見した問題を速やかに是正するよう促す ➢ 本弁法は発布日から施行する
	<p>証券投資ファンド保管業務管理弁法 中国証券監督管理委員会令第 172 号 (2020. 7. 10)</p> <p>证券投资基金托管业务管理办法 中国证券监督管理委员会令第 172 号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=915460&itemId=926</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本弁法は米中貿易協議「第1段階」合意を着実に履行するため、証券投信カストディアン資格を申請できる対象について、現行の外国銀行の中国現法から、支店まで拡大する。本弁法は外国銀行の中国現法、ノンバンクにも適用する ➢ 証券投信カストディアンの資格を申請する商業銀行及びその他の金融機関は、以下の条件を満たさなければならない <ul style="list-style-type: none"> ● 純資産は200億元を下回らず（従来は直近3年末の純資産が400億元を下回ってはならない）、リスクコントロール指標は監督管理部門の関連規定に適合する ● 専門のファンド保管部門を設けており、内部組織は保管業務の運営の完全性と独立性を確保できる

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保 險監督管理 委員会等	<p>証券投資ファンド保管業務管理弁法 中国証券監督管理委員会令第 172 号 (2020. 7. 10)</p> <p>证券投资基金托管业务管理办法 中国证券监督管理委员会令第 172 号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=915460&itemId=926</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ファンド保管部門の上級管理職に就く予定の人員は法定条件を満たしており、ファンド業務従業資格を取得した人員は同部門の従業員数の1/2を下回ってはならない。ファンドの清算、会計、投資監督、情報公開、内部監査等の業務に従事する予定の従業員は8人以上であり、かつファンド業務従業資格を有し、うち会計、監督等の中核業務に従事する人員が2年以上の保管業務経験を有しなければならない ● ファンド財産を安全に保管し、ファンド財産の完全性と独立性を確保できる条件を備える ● 安全で効率的な清算、決済システムを有する ● ファンド保管部門は、営業に必要な物理的場所を有し、独立したセキュリティ監視システムを備える ● ファンド保管部門はネットワークシステム、アプリケーションシステム、セキュリティシステム、データバックアップシステムを含む、独立した保管業務技術システムを整備する ● 完備した内部監査・監視体制とリスク管理体制を有する ● 直近3年間に重大な法令規則に違反する行為がなかった ● 法令規則、国务院の承認を得て中国証券監督管理委員会が定めたその他の条件 <p>外国銀行支店は証券投信カストディアンの資格を申請する際、純資産などの財務指標が自国の本店ベースで計算されることが可能である。その本店は内部統制体制を完備し、世界市場において優れた評判と業績を有し、直近3年間のファンド保管業務の規模、収入、利益、市場シェアなどの指標は世界上位にあり、直近3年間の長期信用格付がいずれも高いレベルを維持している。所在国・地域は証券法律と監督管理制度を完備し、金融監督管理機関はすでに中国証券監督管理委員会もしくは中国証券監督管理委員会が認可した機関と証券監督管理協力覚書を締結し、有効な監督管理協力関係を維持していること</p> <p>➤ 本弁法は発布日から施行する</p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
上海市政府 等	<p>『長江デルタ地域生態グリーン一体化発展示範区の高品質発展の支持に関する若干政策措置』に関する上海市人民政府、江蘇省人民政府、浙江省人民政府の通知 (2020.7.3)</p> <p>上海市人民政府、江苏省人民政府、浙江省人民政府印发《关于支持长三角生态绿色一体化发展示范区高质量发展的若干政策措施》的通知 http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw65227.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上海市が江蘇省・浙江省（以下、両省一市）と共同出資し、示範区先行始動区財政特別資金（3年間累計で100億元以上）を組成し、先行始動区の建設と運営に充てる。中央財政（国）と両省一市の共同出資による示範区投資ファンドの設立に積極的に取り組む ➢ 銀行、保険、証券、資産運用、金融リース会社、ファイナンスカンパニー、自動車金融会社、消費者金融会社などの金融機関による示範区への進出を支持する ➢ グリーンファイナンスの発展に注力する。示範区におけるグリーンローンの提供や、グリーンボンドと資産担保証券の発行を支持し、環境保険の利用を推進し、水利権や、汚染物排出権、CO2排出権等を担保とした融資など省エネ・エコ企業向け新業務の展開に取り組む。国家グリーン発展基金との協働を図り、民間資本による各種環境・省エネ産業発展ファンドの設立を奨励する ➢ 次世代ITインフラ施設の整備を加速する。クラウドコンピューティング、IoT、ブロックチェーンなどの次世代IT技術の利用に対するインフラ整備、サービス能力を強化する ➢ 示範区において公共資源取引プラットフォームでの情報共有、資源統合を推進し、汚染物排出権や、水利権、CO2排出権などの排出権取引市場間のアクセスを促進する ➢ 示範区における「外国人就労・在留専門窓口」の設置を支持し、外国人の出入国や滞在に便宜を図る。示範区で長期にわたって働くハイテク分野の外国人人材、外国プロデューサー型人材、示範区の産業発展の方向性に合致する企業が採用した外国人人材に対し、年齢、学歴、職歴の制限を若干緩和し、条件を満たせば、一度に2年以上の就業許可を与えることを可能とする ➢ 本政策措置は2020年7月1日より施行する

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊社に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について
無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊社が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報
に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。